

子づれシングル女性にみる離婚の意義 —離婚前の生きづらさ分析をとおして—

神原 文子¹⁾

要 旨

本稿では、離婚によって子づれシングルとなった女性たちの語りをもとに、彼女たちが子づれシングルになるまでの生活経験を、「生きづらさ」に焦点をあてて捉え直し、子づれシングルになるまでに彼女たちが経験した「生きづらさ」と、彼女たちを生きづらくさせていた諸要因について考察する。

考察に用いるデータは、2014年から2016年に実施した、離婚を経験した女性17名の事前アンケート調査への回答とインタビュー記録である。彼女たちの結婚生活から離婚に至った過程における「生きづらさ」について、先行研究で明かにされた生きづらさの要素である「絶望感」、「疲弊感」、「重圧感」を手がかりとして、夫との関係において、これらの生きづらさを経験し、離婚を決意せざるを得なかったと解される具体的な状況を確認した。さらに、妻として、女性として、人間としての尊厳を傷つけられても耐えるしかないという「屈辱感」も、新たに、生きづらさの要素として浮かび上がった。結婚生活における「絶望感」、「疲弊感」、「重圧感」、「屈辱感」といった生きづらさは、離婚への「押しの要因」と捉えることができる。

Key words : プレ子づれシングル女性, 生きづらさ, 離婚の意義

1. 問題意識

本稿では、離婚によって子づれシングルとなった女性たちの語りをもとに、彼女たちが子づれシングルになるまでの生活経験を、「生きづらさ」に焦点をあてて捉え直し、子づれシングルになるまでに彼女たちが経験した「生きづらさ」と、彼女たちを生きづらくさせていた諸要因について考察する。ちなみに、本稿における「子づれシングル」とは、「子どもを養育している1生活者」を意味する(神原, 2010)。

筆者が、子づれシングル女性の「生きづらさ」の状況に着目して、量的調査や質的調査に取り組むようになってから、まだ8年程度しか経っていない。この間、子づれシングルとなった女性たちの生活実態調査やインタビュー調査を通して、経済的に困窮していたり、健康面で不安を抱えながら仕事をしていたり、子どもと過ごす時間を十分に取れなかったり、地域の中で気を遣いながら生活していたり、など、子づれシングルたちの生きづらい実態を捉えてきた。しかし、子

¹⁾ 神戸学院大学現代社会学部現代社会学科

づれシングルへのインタビューでは、幾人もの女性たちが、離婚後の生きづらさのみならず、子どもとの現在の生活の気楽さ、平穏さ、安心感、そして、仕事のやりがいなど、「生きづらさ」を脱したとも解される生活状況について語って下さるといった経験もしてきた。

同時に、離婚を経験して子づれシングルになった女性たちへのインタビューを通して気づかされたことは、彼女たちの多くが、結婚生活における夫との関係で、「生きづらい」とみなしうる経験をしていたことであり、そして、夫との関係で「生きづらい」とみなしうる結婚生活から逃れるために、離婚を決意して子づれシングルとなっていたという事実であった。また、後述するように、すでに子づれシングルになっている女性よりも、離婚前の女性たちのほうが生きづらさの度合いが高い傾向も浮かび上がってきた。

近年、日本における「子どもの貧困」が社会問題として取り上げられるなかで、日本全体の子どもの貧困率13.9%に対して、大人がひとりの世帯(多くは母子世帯)では、子どもの貧困率が50.8%であって、母子世帯で育つ子どもの2人に1人は貧困であるという実態にも関心が向けられている(厚生労働省, 2017)。時には、「母子世帯の子どもは貧困でかわいそう」といった同情や哀れみが子どもに注がれる一方で、母子世帯の約8割は離別を理由とする世帯であることから、「親の身勝手離婚して、子どもを不幸にした」といった非難が母親に浴びせられるもする。

日本社会では、今日でも、離婚することに対して否定的な意識を持っている人びとが少なくない。たとえば、「第15回出生動向調査」における「いったん結婚したら、性格の不一致くらいで別れるべきではない」という設問にたいして、未婚男性の69.2%、未婚女性の59.7%が「賛成」している(厚生労働省, 2016)。「性格の不一致くらいで別れる」かどうかという設問自体に、調査主体の偏見を感じてしまうが、それでは、どの程度までの深刻な事態であれば、「別れてもよい」のか、あるいは、「別れるべき」なのかと問いたいところである。

「性格の不一致くらいで離婚する」、あるいは、「我慢が足りずに離婚する」といった偏見混じりの離婚観がまかり通っている日本社会の現状ゆえかもしれないが、離婚した人びとの離婚に至りたいきさつや、離婚を決意せざるを得なかった状況などについては、家族研究として、これまで、ほとんど取り組まれてこなかったと言っても過言ではない。

離婚することや、離婚によって子づれシングルになった人びとの状況を詳細に把握することは、離婚することや離婚によって子づれシングルになった人びとに対する偏見や誤解を減少させるためにも、離婚を考えながら離婚に踏み切れないでいる人びとの先の見えない不安を軽減させるためにも、また、離婚に向けて協議や調停中の人びとには公的支援がほとんどない現状に対して必要な支援策を提案するうえでも、意義があると考えられる。

とはいえ、現在、別居中や離婚協議中、あるいは、離婚調停中の方々を対象にインタビューをさせていただくことは、一研究者としては極めて困難であり、それだけに、離婚によって子づれシングルとなった女性たちによる、結婚から離婚までの語りは、相手方からの情報はないという偏りは否めないにせよ、考察する価値ある情報と言える。

2. プレ子づれシングル女性の「生きづらさ」

すでに30年以上も経っているが、かつて、神原は、夫の元から家出して、婦人相談所に一時保護された女性51名の事例分析を行ない(神原, 1987; 2010)、個々の事例を、家出するに至った状況によって大きく4タイプに区分している。すなわち、①夫からの暴力ゆえに離別したいにもか

かわらず、夫に離別を阻止されていたタイプ、②夫と離別したいと思いながら離別する目途が立たないまま夫婦生活を続けることに耐えられなくなったタイプ、③夫の暴力による危険を回避しなければならなくなったタイプ、そして、④夫の浪費や怠慢ゆえの生活苦に耐えてきたが、これ以上耐えることができなくなったタイプ、である。家出を決行するに至った状況を、神原は、「極限的な緊張状況」と捉えている。「生きづらさ」という用語を用いていなかったのは、30年前には、「生きづらさ」という用語は、日常用語としてはわからないが、専門用語としてはほとんど使われていなかったからである。

2000年以降になって、精神医学、心理学、社会病理学、社会運動論などの領域で、「生きづらさ」が使われるようになった。このことを踏まえて、神原は、子づれシングルの「生きづらさ」を捉えるために、「生きづらさ」を、次のように定義している。すなわち、「生きづらさとは、生活者が何らかの生活困難に陥り、あらゆる手立てを講じても事態は改善せず、抑圧状態であり、行き詰まり状態になること」、また、「生活者が生活困難に陥らないように、あるいは、生活困難から脱するために無理をし続けても、もはや限界に達しており、もうこれ以上、持ちこたえることは困難となること」と(神原, 2011: 16)。この定義に依拠するならば、上記の家出した女性たちの「極限的な緊張状況」は、「生きづらさ」が極限に達した状況であったと解することができる。

本研究と並行して、神原は、「2011年奈良市ひとり親世帯等実態調査」の個票データにより⁽¹⁾、子づれシングル女性の「生きづらさ」に関わる生活意識諸項目の因子分析により、「絶望感」、「疲弊感」、「重圧感」という要素を析出し、これらに影響する諸要因に関して、次のような知見を得ている。すなわち、①子づれシングルになった直後と比べて経済状況が悪くなっていることが、絶望感、疲弊感、重圧感を強くする、②生活上の悩みの中で、生活費に関する悩みや対人関係に関する悩みなど、悩みの数が多いほど、しかも、悩みがあっても適当な相談相手がないほど、絶望感、疲弊感、重圧感を強くする、③子づれシングルであることや貧困であることにより差別や偏見を被っても解決されないことが、絶望感、疲弊感、重圧感を強くする、④絶望感は、子づれシングルになってからの年数が長くなって、思うように働くことができないうなど、子づれシングルになった直後に比べて経済状況が悪くなることにより強くなる。⑤疲弊感は、離別で、教育年数が短く、就労していても最低限必要額以下の収入しかなく、経済状況が一向に改善しないことにより強くなる。そして、⑥重圧感は、経済状況の悪化による生活費に関する悩みに加えて、対人関係の悩みなど複数の悩みがあっても適当な相談相手がないこと、また、差別や偏見を被っても解決されていないことにより強くなる、などである(神原, 2016)。

これらは、子づれシングルになっている人びとの生きづらさに関する知見であるが、生きづらさの要素である絶望感、疲弊感、重圧感は、離婚前にも経験されているのではないかと推察する。すなわち、離婚前の女性たちは、だれもが家出をするわけではないとしても、また、だれもが極限的な「生きづらさ」を経験するわけではないとしても、結婚生活を続けても状況は悪くなるばかりで改善が見込めないという絶望感、結婚生活を維持するために頑張ったり我慢したりし続けても自他ともに評価されないことの疲弊感、そして、夫からのDVや夫の親族からの嫌がらせなどの抑圧的な状況の中で、さらにダメージを受けないで済むように誰かに気を遣い続けることによる重圧感を経験した可能性が高いからである。

2017年にNPO法人しんぐるまざあす・ふぉーらむ・関西は、関西在住のシングルマザー 200名を対象に、「シングルマザーと家族に関するアンケート調査」を実施したところ(NPO法人しんぐる

るまざあず・ふおーらむ・関西, 2018), 回答者の内訳は, 現在, 未成年の子どもを養育している「現役子づれシングル」120人, 子どもがすでに成人した「ポスト子づれシングル」27人, 離婚にいたっていない「プレ子づれシングル」8人であった。このデータによって, 絶望感, 疲弊感, 重圧感をそれぞれに5から1の5段階で尺度化して平均値を求めると, 絶望感は, 「現役」2.7, 「ポスト」2.2, 「プレ」2.7であった。疲弊感は「現役」3.5, 「ポスト」2.6, 「プレ」3.7であった。そして, 重圧感は, 「現役」3.2, 「ポスト」2.5, 「プレ」3.5であった。代表性のあるデータではなく, 対象者人数も極めて少ないために, あくまでも参考にできるだけではあるが, 絶望感, 疲弊感, 重圧感のいずれも, 「プレ子づれシングル」が最も高いという結果であった。

離婚を決意してから離婚するまでの女性たちの生活状況に関する先行研究は限られているが, 中野冬美は, 夫の元から家出して別居中の女性を, 「プレシングルマザー」と名付けて, プレシングルマザー2名とすでに離婚が成立している3名へのインタビューから, プレシングルマザーが遭遇する大きな困難として, 「DV問題」, 「住宅問題」, 「仕事と経済問題」, 「離婚調停と心理不安」の存在を指摘している。その上で, プレシングルマザーの存在を可視化し, 彼女たちのニーズに応じた支援が必要であると主張する(中野, 2009a; 2009b)。

中野の「プレシングルマザー」と神原の「プレ子づれシングル女性」とほぼ同義であって, DV問題の有無, 住宅問題の有無, 仕事と経済問題, 離婚への協議あるいは調停, さらに, 心理不安は, 別居中のプレ子づれシングル女性に限った問題ではなく, 夫と結婚生活を続けながらも, 夫と別居できるかどうか, 離婚できそうかどうかという判断を左右する条件にもなりうるに違いない。中野は別居してから離婚するまでのプレシングルマザーの直面している問題について考察しているが, 本稿では, 夫との結婚生活を続けている状況から別居へ, さらには, 離婚を決意するまでの, より長いタイムスパンにおける「生きづらさ」に焦点をあてて考察する。

3. 実査概要

3.1 分析に用いるデータ

分析に用いるのは, 離婚によって子づれシングルとなった日本人の女性24名のうち, インタビューのなかで, 結婚から離婚までの状況を比較的詳しく語って下さっている17名の事前アンケート調査への回答とインタビュー記録である⁽²⁾。

事前アンケート調査として, インタビューに先立ち, 年齢, 学歴, 世帯状況, ひとり親になったいきさつ, 現在の職業, 就労収入, 養育費と面会交流について, 日常生活における援助者などについて回答を依頼した。その内容を踏まえて, 半構造化面接法により, ひとり親になったいきさつ, 離婚の場合は, 相手との結婚のいきさつ, 別れた相手との現在のかかわり, ひとり親家族であることについて, 子どもについて, 子どもの将来について, 困っていること, がんばっていること, 国や自治体に期待したいことなど, 必ずしも順番どおりではなく, インタビューの話の流れに沿いながら語っていただいた。インタビューの時期は, 2014年の後半から2016年の前半にかけてであり, インタビュー協力者の許可を得てインタビュー内容を録音し, 文字起こしをしたものである。インタビュー時間は1時間から2時間程度であった。

3.2 分析方法

事前アンケート調査の回答と半構造化面接の記録をもとに, 個々の子づれシングル女性を生き

表1 離婚によって子づれシングルになった女性たちのプロフィール

	年齢	本人学歴	相手学歴	結婚年齢	相手・結婚年齢	ひとり親年齢	婚姻年数	ひとり親理由	子ども	現在の職業
Aさん	54	大学	大学院	24	30	38	14	性格不一致、生活費渡さない、精神的暴力、身体的暴力	30男・大 23男・大	経営者
Bさん	45	高専	不明	24	28	27	3	モラルハラスメント	19男・専	自営業主
Cさん	37	高専	大学	24	30	34	10	性格不一致、異性関係、精神的暴力	12男・小 10男・小	正規職
Dさん	41	大学	大学院	30	31	34	4	性格不一致、精神的暴力	10女・小	自営業主
Eさん	47	高校	高専	21	23	38	17	性格不一致、身体的暴力、異性関係	25男・高 23女・高	経営者
Fさん	49	高校	高校	22	34	25	3	性格不一致、身体的暴力、浪費	24女・高	経営者
Gさん	46	大学	大学	30	34	34	4	異性関係	16女・高	経営者
Hさん	36	高校	高校中退	25	21	34	11	異性関係、生活費渡さない、精神的虐待	10男・小 3男・保	正規職
Iさん	59	大学	大学	23	30	54	31	異性関係	33女・短 31女・大 23女・	自営業主
Jさん	46	大学院	大学	22	38	38	16	異性関係	23女・大 21女・大	正規職
Kさん	50	高校	高校	20	25	27	7	差別	28男 26男・高	正規職
Lさん	60	高専	大学	27	24	31	4	浪費、借金	31女・院	自営業主
Mさん	52	高専	高校	26	25	33	7	性各不一致	25男・専 21男・大	契約嘱託
Nさん	36	高校	高校	24	25	30	6	性格不一致、親族と折り合い	11男・小 7男・小	非正規
Oさん	59	高専	大学	28	33	32	4	異性関係	32女・短	経営者
Pさん	57	大学	高校	23	24	49	26	性格不一致、浪費、飲酒、異性関係	29男・大	自営業主
Qさん	33	大学	高校中退	20	20	25	5	本人異性関係	12女・小	派遣社員

注：子どもについては、年齢、性別、学歴の順に記している。

づらくさせてきた生活状況を検討するために、以下のような分析作業を行った。①1ケースずつについて、結婚から離婚、さらに、離婚後から現在までの主要な要因を図式化する。とりわけ、結婚から離婚に至った要因はなにか、どのような状況で離婚が決断されたのか、離婚から現在までの生活状況でどのような困難があったのか、その間に、何らかの援助を受けることができたのかなどに着目して描く。本稿の分析では、②個々のケース図を、結婚から離婚に至る状況にみられる共通性に着目してまとめる。③生活状況の語りの中から、離婚に至るまでの、「絶望感」、「疲弊感」、「重圧感」の「生きづらさ」に関わる語りを抽出し、これらの「生きづらさ」をもたらしている要因を検討する。④離婚前の「絶望感」、「疲弊感」、「重圧感」の「生きづらさ」に関わる語り、他方、生きづらさを回避できたり、生きづらさに直面しないで済んだりしたと解釈できる語りを抽出し、語りの意味を検討する。

4. 結婚から離婚までの生きづらさの事例分析

個々のケースを整理すると、離婚までの経緯は、DVによる身の危険性の程度、結婚生活における心身のダメージの程度、結婚生活の継続性の可否、離婚の反対者の有無、離婚の協力者の有無、離婚後の生活の目途などによって異なることが察知される。これらの要因の違いを踏まえて、事例分析を試みる。

4.1 夫のDVから離婚までの生きづらさ

子づれシングルたちのなかで、夫からの身体的暴力が直接の要因で離婚したという人は見受けられない。しかし、一方では暴言、他方では無視といった、いずれも精神的暴力が続く状況に耐えられなくなって離婚を決意して、子づれシングルとなった女性たちを取り上げる。

まず、Aさん(54歳、24歳結婚、38歳離婚)の事例である。Aさんによると、夫は、結婚生活において彼女の自由を抑圧しながら、自分は、結構、好き勝手な生活をしていた。

聞き手：離婚された理由は？ いくつでもいいです。

Aさん：生活費を渡さないわけではないんですが、納得いくような生活費の渡され方ではなかったです。ずうーっと、こちらはお願いしてても、自分が決めた金額しか払わないという…で、給与明細も一切見せない。・・・どうも、疑われてたんです。なぜなら、すごくよその旦那さんに比べて、きつい縛りがあって、たとえば、奥さん同士でどこかに行きましようとかいうのがあったら、昼間、彼がいない時はいいんですけど、たとえば土曜日とか日曜日とか、やっぱりたまには奥さん同士で行く時、ありますよね。まず、基本、ダメなんです。・・・だから、何回か断ったら、友達が気を利かせてくれて、申し訳なかったんですけど、言ってくださったんですよ。そのときは「ああ、いいですよ」って、すごく夫の振りをするんですけど、実際、行って帰ってきたら玄関の前でこうして(座ったままであるが、仁王立ちのポーズで)立ってるんですよ。(聞き手：わ～。DV。)・・・モラハラ気味です、いまから思えば。で、家、入ったら、遅くなったことを咎める、咎める。子どもがいるにもかかわらず、「どうして、そんなとこ、何時間も・・・」、どうのこうのって言うんですよ。そういうことが何回かありました。・・・こういう箱の中に、私も子どもも入れておきたい。たまに何かで、自分の意見を言うと、「え～、君がそんなことを思ってるなんて、思わなかったよ」とか言うんですよ。意見、言えないんですよ。・・・非常に上から目線。おそらく自分の自信のなさの裏返しだと思いますよ。でも、私や子どもに対しては、いつもそういう立ち位置でいたいって感じですね。

結婚生活における上記の下線部分のような(以下、同じ)夫の振る舞いは、Aさんに対する精神的DVであったことは明かである。夫からの精神的DVは、Aさんにとって、日常的に夫への言動に気を遣うことで、Aさんに重圧感をもたらす要因であったと解される。それでも、彼女は、夫に海外赴任の話があった時は、環境が変われば夫も変わるかと期待して、家族一緒に赴任先へ行ったのであった。しかし、「根本的なところで、私の自尊心が傷つけられ」、何か違うという違和感を強める結果になったという。夫によって絶えず自尊心を傷つけられるという経験も生きづらさと言えらるだろう。そして、Aさんにとって修復の見込みがないと判断せざるを得なくなった状況は、絶望感による生きづらさである。

夫の海外赴任が終わって、家族で日本に帰国するという直前に、Aさんが夫に別れ話をしたところ、夫からひどく殴られ、夫より先に帰国して、そのまま、夫と別居した。夫からひどい暴力を振るわれたことが、彼女を離婚へと向かわせる「引き金要因」になったと言える。ここで、「引き金要因」とは、ラザルスフェルドが提唱した「原因説明図式」における、ある事象が発生せざるをえないような客観的な状況を顕在化させる動機づけ要因を意味する (Lazarsferd, 1955/訳1965: 190-192, 神原, 2008: 38-39)。結婚生活は14年であった。

Bさん(45歳, 24歳で結婚, 27歳で離婚)の事例は、モラルハラスメントと解される。

Bさん：・・・神戸で出会った人と結婚したんですけども、そのまま神戸に住んでという形だったんですけども。私の言うこととか、することとか、すべて否定されるんですよ。「それは違う、そうじゃない」、「これはこうだ、あれはそうだ」って。私が言う、「いや、それはそうじゃない」とか言って。そういう形で言われるので、私が存在している意味が分からなくなっちゃって。

聞き手 存在を否定される感じ？

Bさん：そうですね。最初から、そうじゃなかったんですけども。というか、途中からそれが気になりだしたというほうが、じっくりくるのかな。それが気になり始めてから、常にそうなので、私がいる意味が分からなくなっちゃって。

Bさん：・・・(中略)・・・別居はなかったですね。話し合いをするようになってからは、私の言うことが、理解できないんですよ、相手が・・・(中略)・・・ずっとすれ違いだったので、二人で話をしても、埒が明かないから、「共通の知り合いの人を立てて、話しをしましょう」って、私は提案をしたんですけども、それも拒否されたので、それじゃあ、二人で話はそのまま・・・で、結局、話をしているうちに、だんだんちょっと狂暴じゃないけど、暴力までは行かないけど、頭を叩かれたりとかあったので、ちょっと身の危険を感じて、友達の家へ逃げに行ったりとか。

Bさんの言うこと、することすべてを、夫から否定される状況は、Bさんにとっては、耐えがたい経験であり、常に夫から言動を押さえつけられ、夫の期待どおりに行動しなければならないのは重圧感に相当する。Bさんが、夫と話し合いをしようと務めるにもかかわらず、むしろ、夫のDVがエスカレートし、身の危険を感じるまでになったことで、Bさんは夫との結婚生活を続けることに絶望したものと解釈できる。結婚生活は3年で終わった。

次のCさん(37歳, 24歳で結婚, 34歳で離婚)の事例もモラルハラスメントにあたる。

Cさん：・・・「なんでいうこと聞かへんのん」って言うから、言うこと聞かへんの、(自分のほうが)悪いなあって、そんな感じやって(笑)。よくわからなかったんですけど、やっぱりそれがちょっとしんどかったっていうのも、結婚してからずっとあって。でも、自分のせいかなって思っていたら、でも、やっぱりしんどいし、で、その問題(異性関係)が浮上したときも、私が悪いみたいになったんで、もう精神的にも、きついなあっていう感じになったんです。

それも、親にも言えず、なんとか半年ぐらい頑張ったんですけど、やっぱりしんどくなった。

モラルハラスメントは、被害を受けている当事者が、そうと、自覚することは意外と難しいのである。Cさんも、自分のほうが悪いのかなって思っていたと語っている。Cさんによると、夫との関係でしんどい状態が続いて、夫に面と向かって「しんどいんです」と言ったところ、「そんなしょうもないことで・・・」、という言葉が返ってきたという。Cさんは、夫がCさんの気持ちをまったく理解しようとしないうことを思い知らされた。しかも、夫は、自分はまったく悪いと思っておらず、一回も謝ったこともないとのことであった。彼女は、「そういう人間なんだ、しょうがない」と、夫との生活に絶望したのである。

そこで、彼女は叔母と父親に相談し、さらに、知り合いの弁護士にも相談した。夫はなかなか離婚に応じてくれなかったが、最後に父親が説得してくれたという。

Cさんの場合、結婚生活において、常に夫に抑えられている状態にあり、前述のAさん同様に自尊感情が傷つけられる経験であって、加えて常に夫のいうことを聞かなければならないという状況は重圧感とみなせるが、それでも、結婚生活を維持しようと努めていた。にもかかわらず、夫の異性関係が発覚するなど、夫は好き勝手をしていたことから、結婚生活に耐えがたい要因がさらに重なり、夫との結婚生活に対する絶望感が強まったと解釈される。結婚生活は10年であった。

続いて、Dさんの事例である。Dさんの夫は、会社から帰宅すると、さっさと自室に籠もってゲームをする生活を送っており、彼女が、悪阻がひどくて寝込んでいても、ずっと無視だったという。

聞き手：離婚の理由として、決定的なことってあったんですか？

Dさん：なかなかむずかしいですね。わかりやすい理由があればいいんですけど。ひとことと言うと、無視。結婚して、すぐに妊娠が発覚して、悪阻が結構しんどかったりして、助けてほしいなあっていう感じだったんですけど、悪阻がひどくて、寝込んで何にも食べることができてなくても、ずっと無視だったんです。買い物一つもしない。

聞き手：無関心とか？

Dさん：無関心のレベルを過ぎてますね。

聞き手：会話とか、ほとんどなし？

Dさん：なしですね。

・・・中略・・・

聞き手：家事はしない？

Dさん：そうです。もちろん、いう感じですね。結婚したら、いろいろ手続きとか発生してくるんですけど、そんなんも全然せずで。子ども、生まれると、手続きとかも・・・

聞き手：子どもさんの世話とかも全然しない？

Dさん：もちろん。(出産の時にも)立会してほしいなあとか、子ども見たら変わるかなあとか、思いながらいたんですけど、まったくもって、その時とかも、電話つながらないし。

・・・中略・・・

聞き手：わりに早い段階から、ちょっとこれではやっていけないなあみたいなの？

Dさん：ありましたね。離婚するしない関係なく、この人は頼れないなあと思ったので、お金のこともちょっとルーズだったので、これは大変やなあと思って。それで、ちゃんとお金のことを、私、やらなあかなあ。子育てのこと、ちゃんとやらなあかなって。結構、結婚した当初から思ってたんですけど、私、体もボロボロになって、頼りたい元夫がそんなだったので、体調もすごく悪くなって・・・。

Dさんは、子どもの誕生後、夫に頼れないのなら、自分がお金のことも、子育てもちゃんとしなければと思ってはいたが、体調を崩してしまい、実家に戻って、夫と別居するに至った。

夫に無視され続けるという状況は、精神的DVと言えるだろう。Dさんにとって、存在を否定されるに等しく、生きづらさと呼べる経験をしたと解される。しかも、夫に頼りたくとも頼ることができず、子育てもひとりで頑張るしかないという状況が続けることで、体がボロボロになったのである。そのような状況でも夫に無視され続けたために、Dさんの疲弊感が増したのである。この先も、夫と結婚生活を続けることへの体力も気力も失せ、状況が悪くなるばかりで絶望感が強まって、離婚を決意したと解される。結婚生活は4年で終わった。

Eさん(47歳、21歳で結婚、38歳で離婚)の場合も、夫は暴言を吐く、気に入らなければ暴力を振るう、さらに、異性関係もあったという。

Eさん：今から9年前だから、38歳のときに腫瘍が見つかって、そのとき、旦那さん、単身赴任してたので。だけど、「オレだったら、気合いで治すわ」って、そのまま全然連絡なしで、腫瘍が見つかったときには、もう無理やなあと思って。入院してた最中に、母がこっちに来てくれて、世話しなくっちゃあいけないじゃないですか、子どもたち。その間、向こう(夫)もこっちに来てて、それを母が様子を見てて、子どもたちの教育上も良くないっていうので・・・。

聞き手：その時期は、もう家庭内別居みたいな感じ？

Eさん：そうですね。家庭内別居っていうか、もう単身赴任してたので。帰ってきてても、何もなく・・・。はい。

聞き手：じゃあ、夫さんの給料で、一応、普通に生活はできていて・・・。

Eさん：できていました。ヘンな話、離婚しないほうが、全然、お金にも困らないし、いいんですけど、やっぱり精神的にもう・・・。難聴になったりだとか、腫瘍が見つかった時に、先生に、「悪性だったら、余命1カ月ですよ」って言われて、そのときに決意したっていうか、しんどい部分はそこだったので。

Eさんによると、Eさんの田舎は〇〇(東北の県、注：筆者)で、親に反対されて結婚したこともあり、母親から、「好きで結婚したんだから、子どものために我慢しなさい」と言われてきたそうである。Eさんにとって、夫の暴言、暴力、異性関係は、妻として、女性として耐えがたい経験であったと解されるが、離婚することは躊躇されることから、夫を怒らせないようにという重圧感を経験していたが、夫が単身赴任だったことで、結婚生活を続けられたとも言える。しかし、腫瘍が見つかった時の夫の対応があまりにもひどく、離婚することに反対していた実母さえも夫には愛想を尽かしたほどであった。Eさんは、結婚生活を続けることに絶望した。そのよう

な時に、当時、中学生だった子どもが、「もう、お母さん、ええんちゃう」と言ってくれて、そこから、頑張れたという。

Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、そして、Eさんの夫たちは、ふつうに働き、生活費をきちんと入れていることから、第3者からみれば、なんら問題があるとは思えない夫たちである。

彼女たちはいずれも、結婚後は専業主婦になり、夫と協力して家庭を営んでいきたいと願っていたにもかかわらず、実際は、結婚生活において、夫から暴力や暴言によって抑圧され続けたり、夫に無視され続けたりを経験することになった。それは、人間として、女性として、妻としての尊厳を傷つけられる耐えがたい経験であって、「生きづらい」と呼べるだろう。子づれシングルたちの調査では、はっきりとは確認できなかったが、他者から尊厳を傷つけられ、耐えがたいにもかかわらず、なすすべがない経験を「屈辱感」と呼ぶことにしたい。彼女たちは、屈辱感と重圧感を経験しながらも、なんとか結婚生活を続けようと努めたのである。しかし、夫たちが変わる様子はなく、Aさん、Bさんのように、夫のDVがエスカレートし、Cさん、Dさん、Eさんのように、結婚生活を続けようと耐えたり努力したりしても事態は改善されずに疲弊感と絶望感を強めるに至り、彼女たちは離婚に打開策を求めたのである。結婚生活における重圧感、疲弊感、絶望感、あるいは、屈辱感といった「生きづらさ」は、前述の「原因説明図式」によると、離婚への「押しの要因」と解釈できる。「押しの要因」とは、ある事象が発生せざるをえない客観的要因を意味する(神原, 2008; 38)。

Fさん(49歳, 22歳で結婚, 25歳で離婚)の場合、夫による身体的暴力がエスカレートして身の危険を感じるようになったという。

聞き手：結婚して、子どもさんを出産されても、仕事を辞めずに？

Fさん：ずっとじゃないです。最初に学校を卒業して就職をしたのが、バスガイドで。それで子どもができて、こっちに帰ってきてから事務系の仕事を始めて。それまでにも、お弁当屋さんで働いたりとか。働くのはずっとしてました。どんな形でも。だから、離婚できたんだと思います。

聞き手：離婚される前に仕事をされてたということで・・・

Fさん：だから、何とかなるっていうか・・・。若いからあんまり考えてなかったですけど、DVだったんで、旦那が。だから、別れなきゃあというか、別れたいというか。とりあえず、仕事は持ってたんで。そこは不安じゃなかったです。

Fさんの語りからは、離婚前の生きづらさがさほど伝わってはこないのである。確かに、夫に暴力を振られるのは耐えがたかったに違いないが、Fさんは、つらい生活に耐えながら結婚生活を続けようとしたのではなく、離婚しても、「何とかなる」という“自信”から、DVの夫との離婚を早々に決断したことによると解される。結婚生活は3年であった。

4.2 夫の異性関係から離婚へ

夫の異性関係が発覚して離婚を決断せざるをえなくなったGさん(46歳, 30歳で結婚, 34歳で離婚)が, 離婚を決断した経緯と離婚時の心境を読み解こう。下線は、「生きづらさ」に関わる語りの部分である。

Gさん:最終的には, それ(異性関係)で離婚はしたんですけど, その前に, うちの実家のほうが, 祖父の代から商売してたんですけど, 傾いてしまったというか, そういうことで, 子どもが小さいながら, 実家のほうに手伝いに行ったりとかして, あちらさんのご実家にお金なんかちょっと借りたりして, そういうので, たぶん, イヤやなあっていう感情をもったかと思うんですけど. だから, 一概に向こうが悪いとも言えず・・・

聞き手:そしたら, 離婚してほしいっていうのは, 向こうからですか?

Gさん:っていうか, うちのほうも, 倒産確実ということになりましたので, そのへんで, 向こうを引き止めるのも, なにか・・・向こうに気が向いてるといのもわかりましたので, 離婚しようかっていうのは, 私から言いました.

・・・中略・・・

聞き手:別れるときに, 子どもを引き取って自分で育てるといのは, どういう経緯で? 当たり前っていうか?

Gさん:そうですね. 離れられないし, と思いながら・・・でも, この時, すごい病んでたと思うんです. 自殺しようかなと思ってました. どないでもなれって, 思っていましたね.

聞き手 それは, 子どもさんと一緒に, とかですか?

Gさん:そうそう.

聞き手:親子心中みたいなことを考えてた時があった?

Gさん:そうですね. だって, 離婚して, 実家に戻ろうと思ったけど, 戻る実家がない.

Gさんの場合, 実家の事業が立ち行かなくなり, 倒産確実になるというのは, 非常に辛い経験であったと察せられる。そのような辛い思いをしている時に, 夫の異性関係がわかり, 夫の気持ちが離れていったというのである。離婚を決断した頃は, 「すごく病んで」いて, 「自殺しようかな」と思ってしまつたと, Gさんは語っている。当時のGさんは, 夫の異性関係による屈辱感, 実家が倒産するという無念さ, そして, 夫の実家に対する劣等感を同時に経験したと言える。Gさんは, 夫との関係を修復できそうにないという絶望感から離婚するしかないと決意したものの, 同時に, 「離婚しても戻る実家がない」という, 離婚後の生活にも絶望感を抱いて自殺を考えたものと解される。結婚生活は4年であった。

次は, Hさん(36歳, 25歳で結婚, 34歳で離婚)の事例である。

Hさん:付き合ってる時から, 暴言とか嫉妬心とかすごく強かったかなと思ってまして. 暴力はないけど, 言葉での暴力はすごかったかなあといのと・・・(聞き手:それは一緒になられてから?)・・・子どもが産まれることによって, そういのは強くなってきたといつか.

・・・中略・・・

Hさん：・・・離婚する1年前ですね、「働いてるけど、ボーナスが出ないと思う」って、「ボーナスがなかったりとか、仕事の道具とか買ったりするのにお金が出ないから、立て替えないといかんから生活費入れられへんで」って、半年ぐらい続いて、貯金とかを崩してのやりくりになってくると、家に帰ってこないということと、女性関係もあったので、

・・・ただ、最初に、浮気だなあってわかったときは、(私が)仕事をしてなかったの、やっぱり決断はできなかったですね、・・・離婚する1年前は、やっぱり家に帰ってこないっていうので、私的には、もう距離を置いたほうがいいなあっていうのがあったので、離婚しましょうと・・・

Hさんは、結婚後、夫から言葉の暴力を受け続け、しかも、子どもの出産後、夫の暴言はさらにエスカレートしたという。それだけではなく、夫は、生活費を入れなかったり、自宅に帰ってこなくなったり、異性関係を繰り返したりした。Hさんは、夫から暴言を浴びせられながらも、離婚を決断できないことで屈辱感と重圧感を体験しながら結婚生活を維持するしかなかったのである。さらに、夫の異性関係によって屈辱感が増し、ついには、夫が帰ってこなくなったことで、結婚生活の修復の見込みがないとして絶望感を強めたものと解釈される。結婚生活は11年であった。

Iさん (59歳, 結婚23歳, 離婚54歳) の場合、夫の異性関係がわかってから不仲になり、夫の顔を見るのが嫌で、いろいろな資格を取るために外へ出るようになったという。

Iさん：・・・3人目の子どもが生まれて間なしに、主人がよそに女の人を作ってね、なかなか帰宅が遅かったりとか、家を顧みないような形になってしまったんですね。それで、私もすごくそのころは精神的に参ってしまっていて、かなりしんどかったんですよ。主人とも不仲になってしまってね。

・・・中略・・・

Iさん：私の場合は、浮気もんの主人を見たくないから、自分で忙しくして、主人のことでイライラするのが嫌だから、忙しくしたら、見なくて済むから、っていう気持ちで、すごくあったんですね。でも、やってるうちに、すごく勉強が楽しくて、幸い、経済的には恵まれてたんでね、そのときは、憎たらしい主人のお金で、どんどん学校に行ってやろうと思って(笑)。専門学校に行くのって、短大に行くぐらいのお金がかかるんですね。だから、あらゆるオプションを取りましてね、試験勉強みたいなのを・・・

・・・中略・・・

Iさん：そもそも離婚になったいきさつというのは、私、40の時から、主人に女性がいるということがわかったんですよ。何べんも別れてくれて頼んだんですけど、主人がなかなか・・・、中略・・・私もちょっと疎かったんですけども、子どもができてたんですよ、向こうにね。で、別れるに別れられなかった事情に気が付いたのが、13年目ぐらいだったんですね。子どもがいるんじゃないか、この人は無理だなあと思って、そこで吹っ切れたんですね、私自身、で、離婚しようと思って、きれいさっぱり別れてしまおうと思ったんですね。カッとやって家を出るのは絶対にやめようと思ったので・・・

聞き手：裁判まで行ったんですか？

Iさん：裁判まで行きましたね。調停を最初に申し立てたんですけども、離婚することに当たっては全然問題ない。お互いに合意だったんですけども、いろいろと、養育費だとか、いろんなものでね。その時、年金の離婚分割ができた時期だったので、それも「とんでもない」っていう感じで言われたので、この人、全然話が通じないわと思って、調停は取り下げたんですね。それでも、人事訴訟のほうにもっていったんですね。・・・以下、省略。

Iさんは、夫の浮気がわかって、それがもとで不仲になった時は、「かなりしんどかった」と語っている。屈辱感による生きづらさである。とはいえ、Iさんは、夫がいつか戻ってくると思っていたそうである。その間、Iさんは、夫が稼いできたお金で学校へ行って資格を取ったという。Iさんにとっては、いろいろなことを学ぶ楽しさが、生きづらさの軽減になっていたと解される。とはいえ、相手の女性に子どもができていくことがわかって、夫との関係を修復することが無理であると絶望感を抱いたと言える。

聞き手：Iさんの場合は、離婚するまでに、専門学校も行くことができて、資格も取ることができた。それは、ある面、ラッキーだったですね。

Iさん：そうですね。恵まれてると思います。経済的なものは、学校に行ったら、結構な負担になるので。

聞き手：離婚してから、さあ、資格をとるために学校に行きましょう・・・

Iさん：それはちょっとしんどかったかもしれないですね。仕事をしながらでは、たぶん、難しかったと思います。

聞き手：それと、ご自宅が、お母さんがお金を出してくださって、持ち家というのは大きいですよ。

Iさん：事務所を借りてたら、また、大変だったと思うんですよ。

Iさんの事例は、結婚生活の中で生きづらさを経験しながらも、我慢するだけではなく、生活の張り合いを見つめることができたことが、生きづらさの軽減につながり（「軽減」とまではいかなくとも、生きづらさを忘れておれるだけでも救いとなり）、期せずして、離婚となった時でも、なんとかなるという、ささやかな自信にもなることを示唆している。

Jさん(46歳、22歳で結婚、38歳で離婚)の場合も、夫に愛人ができたことが離婚の一因ではあるが、Jさんは、「今、パパのお金、使える時に、学歴だけもらったほうが得やんっ」と思い、大学院に行き出したという。そして、離婚を決意したのは、大学院の授業料が全額免除になることがわかったから、と、語っている。

聞き手：離婚成立する前に、彼が出て行かれたとか？

Jさん：にょろにょろと、だんだんに帰ってくる回数が減ってきた感じですかね。

聞き手：元旦那さんと付き合っておられた方、それは職場で知り合われて？

Jさん：そうみたい。

聞き手：そこで子どもさんができて？

Jさん：ふん、ふん。詳しくね・・・、あんまり興味がなくて、彼女も子どもがいるから言うて、よう電話がかかってきて、結構、嫌がらせの電話はもらってたんですよ。次の彼女から、うちもお金がないし、子どもさんに障害があって、「あんただけヌクヌクして」、みたいによく怒られてました。だから、子どもがいることは確かやね。結局、別れちゃったみたいですけど、だから、今、うちから2分ぐらいのところ、パパ、住んでます。

・・・中略・・・

Jさん：あっ、わかった。もう一つの(離婚の)理由が、お金に困ってたら奨学金が貰える。だから全額免除です、大学院は。指導教官になる人の入れ知恵もあって、子どもを連れて授業に出てましたので、うちの状態、ある程度知ってるでしょ。とにかくパパがいないということは、知ってる先生、多かったので。「籍、抜いたら、全額免除、できるんちゃう」って、「ほんまやっ」て、なって。

Jさんは、夫に愛人ができたこと、さらに、子どもも生まれていたことを知った時は、耐えがたい屈辱感を体験したに違いない。しかし、Jさんは、すぐには離婚を決意せずに、夫のお金を使って学歴取得をしようと前向きに頑張ることで、結婚生活に我慢し続けることの疲弊感を回避することができたものと察せられる。しかも、離婚を決意した理由が、離婚をするほうが、授業料が全額免除になって「得だから」であったという。Jさんは、大きな目標に向かうことで、結婚生活を断念しなければならないという絶望感を軽減させることができたと言えるだろう。

Gさん、Hさん、Iさん、Jさんの事例は、いずれも、夫の異性関係が原因で、離婚に至ったという点では共通しているが、離婚までの経緯はそれぞれに異なっている。確かに、夫の異性関係は、妻にとっては大きな屈辱感を味わう経験であり、離婚の選択は、結婚生活における生きづらさから脱する手段ではある。しかし、Iさん、Jさんのように、結婚生活を続けながら離婚に向けた準備をすることも、結婚生活における生きづらさの軽減につながりうる。まさに、離婚に向けた“戦略”である。

4.3 障害のある子の誕生に起因する離婚

Kさん(50歳、20歳で結婚、27歳で離婚)の場合、誕生した二男に障害があることがわかったことに対して、夫と夫の親族から心ない言葉を浴びせられたり、冷遇されたりしたそうである。のみならず、夫は、障害のある子にほとんど関心を示そうともしなかったという。このことが、彼女の夫に対する愛想尽かしとなり、夫との関係は、事実上、破綻状態になったが、Kさんにとって、障害のある子を介護しながら、就労することは困難であって、すぐには離婚に踏み切れなかったのである。しかし、夫による差別的言動に幻滅して離婚を決意したという。

Kさん：彼が言った言葉に、すごい差別的な言葉があって、その一言が大きいきっかけだったんですけど。障害ある人とか、その時は、部落解放同盟の人とかと一緒に運動してきたのですが、(夫が)一言、言ったのが、「おまえらは、卑屈や」みたいな言い方をしたんですね。前後があったんですけど、あんまり覚えてないんですけど。そこだけ覚えてる。その時に、この人とは

一緒にやれないなあと思って、離婚になったんですね。

Kさんの場合、夫の協力を得られないどころか、二男に対する差別的な言動に耐えなければならないという状況が重圧感となり、加えて、障害のある子の介護を続けることが疲弊感を募らせることになり、さらに、夫から差別的な言動を発せられたことが「引き金要因」となって、「この人とは一緒にやれない」という結婚生活への絶望感が強まったことで、離婚を決意したと解釈される。しかも、離婚に際して、夫は健常児である長男を引き取り、Kさんは障害のある二男を引き取ることになったのである。結婚生活は7年であった。

しかし、Kさんの場合、離婚しても、生活安定の目途が立っていたわけではなく、仕事しながらの子どもの介護に加え、地域生活の中で、子どもがしばしばトラブルを引き起こして迷惑をかけることもあり、周囲から非難や差別を受けることで、離婚後の生きづらさを経験することになる。障害の子どもをたったひとりで育てることが、疲弊感に加えて、周りからの重圧感を強めることになり、生きることへの絶望感も増したのであるが、障害者団体とのつながりが救いとなった。

4.4 結婚生活よりも離婚後の生活へ

インタビューに協力して下さった方々の中に、我慢しながら結婚生活を続けるよりは、比較的短い年数で結婚生活を終えて、母子の生活をスタートさせた女性が複数存在する。

どのような要因が、彼女たちに結婚生活の終結を決断させたのだろうか。

Lさん(60歳、27歳で結婚、31歳で離婚)は、ギャンブルで500万円の借金を作ってしまった夫との結婚生活に、自ら見切りをつけて、子どもを得ることだけを条件として離婚したという。実際には、夫に家から出て行ってもらったのである。結婚生活は4年であった。

Lさん：こちらのほうに全部合わせてもらって。私なんか、転勤族なんて、絶対、無理やからってということで、(彼に)地元の問屋さんみたいなところに就職してもらって。給料が少ない分、父がフォローするってということで。家も建てたり、なんかしたんですけども。・・・中略・・・夫の母親と、父と、4人で話した時に、父が「だれも頑張れって言ってない。普通のことを普通にしろって、言ってるんや」って言ったらね、「ボクは頑張るつもりはありません」って言った。私は、その時、ストンと落ちて。私は父が目標ですから。それが終わって、「お父さん、申し訳ないですけど、離婚させていただきます」って言いに行ったんです。父も「お、それがよからう」って言ったんです。短いご縁でしたけど。

父親を、男性のモデル像と捉えているLさんにとって、ギャンブルによって巨額の借金を作るような夫は、父親とはかけ離れていたということである。しかも、Lさんには、持ち家があり、自宅でピアノ教室を開いていて、ある程度の収入があり、親族が近くに住んでいるなど、離婚後の生活への不安も大きくなかったことが、「原因説明図式」における、離婚への「水路づけ要因」になったと推察される。「水路づけ要因」とは、具体的な事象として現れるための何らかの力であり、最後の「決め手」にあたる要因である(神原, 2008: 39)。

次は、Mさん(52歳, 26歳で結婚, 33歳で離婚)の事例である。

聞き手：離婚されるまでが8年ぐらいですね。上のお子さんが小学校に入るかぐらいですか？

Mさん：はい。なので、私の不満というのは、子どものことを振り向いてくれない、ということが一番の・・・あとはいいんです。仕事も真面目にしてくれるし、収入も安定してるし。そこでも家も建ててるんですけども、1軒を。私が言えば、「いいんじゃないの。やったら」って言ってくれるし。ただ、日曜日とかになると、友達と約束して、魚釣りとか行くんですよ。

聞き手：家族、一緒じゃなくて、一人で行かれるんですね。

Mさん：私は子どもが二人いるので。私の希望は、日曜日は自分の時間もほしいし。「買い物をして一人で行かせてもらいたい」って言ってるんだけど、日曜日ぐらいは、土日、休みなんだから、そこは協力してほしい。でも、朝になったらいいないんですよ。釣りの人ってね、すごく朝早くに行くんですよ。・・・こんなことが我慢できないのかって思われるかもしれないんですけども、それがすごいストレスが・・・あんまり感情的に言っても、イヤだし、私も。言ってもしてくれないし。「(夫は,)自分としては、土日ぐらい、自分の自由にしたい」と。魚、いっぱい持って帰るんですよ。その魚が私には腹が立つというか。ごみ箱に捨てたこともありました。半分料理するんだけど、アホらしくなってね。

Mさんは、夫が、毎週のように土日に一人で魚釣りに行き、どんなに頼んでも、「子どものことを振り向いてくれない」ことでストレスを溜めるようになり、夫から徐々に気持ちが離れていき、夫との結婚生活を続けることに絶望感を募らせたものと解される。Mさんは、二男の出産のために、長男も連れて実家に戻ったまま、夫と別居することになった。兄からの援助の申し出もあって、長男の小学校入学前に、気持ちの離れてしまった夫との離婚を決意した。結婚生活は8年であった。

Mさんにとっては、夫との生活はストレスが溜まるばかりで改善の目途が立たない状況において疲弊感が募ったものと推察される。そして、「アホらしくなった」と言える。しかし、実家に戻ってからは、親族の支援を受けながら、仕事に就いて、子育てができるようになったことで、さらなる生きづらさを経験しなくて済むようになったもようである。

離婚の理由を補足するならば、中野も指摘しているが(中野, 2009: 13)、離婚せずに別居生活を続けていると、保育料が高く、児童扶養手当などのひとり親世帯に適用される公的福祉サービスを利用できないというデメリットがあることも、Mさんにとっては離婚への「引き金要因」となったと言える。

Nさん(36歳, 24歳で結婚, 30歳で離婚)の場合、夫が全然、子どもに興味がなかったことが、(離婚のきっかけとして)一番大きかったと語っている。彼女が子どもを保育所に預けてパートで働き出してから、夫との関係がさらにギクシャクしたことで、自分ひとりでも子どもを育てていけるのでは、と、思って離婚を決意したという。

Nさん：日曜日とかも、まず仕事なので。まだ小さいうちは、そんな保育所に行くわけでもないんで、平日の休みの日は遊びに行ったりしてましたけど、とにかくびっくりするぐらい子ど

もに興味のない人だったんですよ。趣味っていったらテレビゲームとかね。友達との付き合いもあんまりない人で。遊びに行くのも、私が連れ出すような感じだったんですけど。ちょっとは子どもに興味がある、そのうち大きくなったら興味が行くのかなあと思ったら、全然それがなくて、それが一番大きかったんですね、私のなかでは。

聞き手：忙しいのは忙しいんですけど、育児とか家事とかは全然やられなくて・・・

Nさん：やらなかったです。言ったら、シブシブ、ホントにあからさまな嫌がり方でやるみたいな感じだったので。

Nさんの場合も、子どもに関心のない夫との関係がギクシャクするようになり、おそらくこの先も夫は変わらないだろうという絶望感と、離婚しても自分が働けばなんとかなるという思いが、離婚への「水路づけ要因」になったことがわかる。とはいえ、Nさんの仕事は結婚前も結婚後もパートであって、年収は200万円以下と決して十分とは言えない。それでも、夫との結婚生活を続けるよりは、自分で稼いで、2人の子どもを育てていくことのほうが、たとえ経済的には厳しくとも、“まだまし”と思えたと思える。結婚生活は6年であった。

Oさん(59歳、28歳で結婚、32歳で離婚)は、夫の浮気が原因で、結婚3年半で離婚したという。Oさんによると、慰謝料を払わないという夫に対して、「『わかっています、いません。私は別れたいから』って、貰ったら会わせないといけないので、『いません』って言って、飛び出てきたというか、実家に帰ってきた」とのことであった。

夫の浮気がわかった時の心境については語られてはいないが、Oさんには耐えがたい屈辱感であったと察せられる。それでも、Oさんが結婚生活における生きづらさを長引かせることなく、結婚生活に見切りをつけることができた要因として、Oさんの両親にとって、Oさんはひとり娘であり、孫もひとりということで、Oさんが全面的に頼ることのできる実家があったことを、離婚への「水路づけ要因」として挙げるができる。結婚生活は3年半であった。

Lさん、Mさん、Oさんの場合は、頼れる実家や親族があって、離婚しても住居や経済面で困ることがないと判断できたこと、そして、おそらく、離婚への背中を押してもらえたことも、離婚の決断に影響したものと解釈できる。加えて、Nさんのように、結婚生活に我慢するよりも離婚したほうが、“まし”と思えることも、「原因説明図式」における離婚への「引きの要因」となったであろう。「引きの要因」とは、ある事象が発生する場合に、人びとによって目標とされる誘因である(神原, 2008: 38)。

4.5 結婚生活の継続か離婚か

Lさん、Mさん、Nさん、Oさんは、結婚生活を7年以下という比較的短い期間で終えた女性たちであるが、Pさん(57歳、23歳で結婚、49歳で離婚)の場合は、結婚して12、3年後に、夫ひとりがPさんの親の持ち家である空き家に移り住み、そこから、13、4年の別居生活を経て離婚に至っている。

Pさん：・・・深く考えもせずに結婚したから、結婚してから、こんなはずじゃなかったって言うのが、次々に出てきて。最初から、お互いに、なんでそうなるの？みたいな人が、新婚旅行のときから出てきましたね。でも、その時は、別れるとかそんなは思ってたんですけど、そういういいながら、連れ添っていきんだらうなあと思ってたんですけども。お酒を飲むと人が変わるというのも・・・。付き合ってる時は、ちょっとカッコよく見えただんですけど(笑)。で、だんだんと、子どもが大きくなってきて、教育の方針が違ってきて・・・。

Pさんによると、結婚当初から、「こんなはずではなかった」との思いを抱いたそうであるが、子どもが幼い頃に難病を発症して、入退院を繰り返したので、夫婦で助け合わないと、子どもを育てていけない状態だったとのこと。ところが、子どもが元気になって、中学に行く頃になると、Pさんには、夫と教育方針の違いが気になり出した。そんな時に、子どものことで、夫と大げんかになり、夫が家を出て行ったという。それでも、すぐに離婚をしないで別居を続けたことについて、Pさんは次のように語っている。

聞き手：息子さんが離婚することに反対だったということも、別居が続いたことの一つの要因になってますか？

Pさん：なってますね。最終、私が思ったのは、世間体って。自分でも嫌な自分だなあって思うんですけども。高校に入るときは、お父さんの欄に書くことがなかったらということも思ったし、大学に入るときも、噂ですけども、父親がいない家だと、私立に行く場合は、寄付ができないと思って、差別があるよ、というような噂が流れたりとか。就職の時は就職の時で、お父さんがいないと、就職に不利かなって。平気で聞くんですね、アレ。息子が行ってる会社は、すごく気に入ってもらって・・・。面接の最後の時に、その時は離婚してましたから、母子やということで、「お母さんの仕事のこと、すごい聞かれてんけど、あれ、アカンよな」って・・・

聞き手：長引いた理由というのは、息子さんの反対もあるし、そういう世間体とか、差別的な噂があったりとか、いろんなことがあったからですか。

Pさん：一番は、経済的に自立できない・・・。夫は浪費癖もあるし、お酒も飲むし、大盤振る舞いなんです、何にしても。だから、お金があるときは、ずっとお金を入れてくれてたんですね。私もズルいというか、まっ、いいか、お金を入れてくれてるし、生活できてるんだし。まっ、このほうが楽だなあっていうことになって。そこは、私が悪かった、そういう考えでいたということも、今は思いますけど。

Pさんは、離婚に踏み切れなかった一因として、世間体や子どもの進学や就職にマイナスの影響があるかもしれないとの危惧があったと語っている。残念ながら、今日でも、Pさんのような危惧は取越苦勞であるとは言い切れないのではないだろうか。

Pさんの場合、長年、別居していた夫から、「いい人ができて結婚したいから、別れてくれ」と言われた時に、知り合いの弁護士から「こちらが有利になるように持っていきなさい」、とのアドバイスもあって、それまで住んでいた家をもらうことを条件に、“別れてあげた”，そうである。

Pさんは、これまでの生活を振り返って、次のように語っている。

Pさん：私は別居の 때가一番しんどかったです。

聞き手：そのしんどかったというのは、なぜですか？

Pさん：先が見えないしんどさですね。・・・中略・・・弁護士さんじゃないけど、「自立できるまで引き伸ばしなさい」って。でも、いつになったら自立できんやろって。やっぱり、その頃は、もっと私も自分でっていう気がなかったから。ホント、恥ずかしいんですけど、男の人に頼るもんだ、みたいな、ありました。でも、私には聞く人がないって。そういう精神的なしんどさ。息子が思春期になって、今まで、可愛くて、どこに行くのも一緒やったのに、反抗期になってまして。家がこういう状態ですから、「母さんが悪い」とか言うし。学校から帰ってきて、ものも言わない。聞いたら、「詮索するな」って言う。息子もしんどかったんやと思います。お父さんは小さい時は、すごい仲良しでしたからね。すごい反抗をして。近所の人から、「息子さん、学校に行ってるはずなのに、制服で、ダイエーの中にいたよ」、とか聞いて。この子、どうなるんやろ、とか。すごいしんどかったですね。

Pさんの「一番のしんどさ」というのは、夫との別居後に、医院の受付、印刷屋の事務、組合の書記などとして働いてはいたものの、経済的に「自立」できる目途が立たないことに加えて、別居生活がいつ終わるかもしれないという不安や焦りが続くことで疲弊感を募らせたことによると解される。しかも、反抗期になった子どもとの関係について悩むことになって、相談できる人がいないこともあって、別居を続けても事態が改善しそうでないという絶望感が強まったと言える。

ただ、Pさんの場合、「夫から別れてくれ」と言われて、いよいよ離婚という時になって、必死に勉強して取得した社会保険労務士とキャリアコンサルタントの資格が、離婚後の仕事につながったのである。

4.6 自分らしく生きるために

Qさん(33歳, 20歳で結婚, 25歳で離婚)は、学生時代に付き合っていた男性と、妊娠をきっかけに、「籍を入れることが当たり前」と思って結婚したという。しかし、Qさんの離婚の直接的な原因は、Qさんの異性関係であった。結婚してから、Qさんは、夫との間で、「将来の生き方のずれ」を実感することになった。Qさんの夫は、自分が外で働き、妻は専業主婦として子育てに専念するという家族像を理想としていた。他方、Qさんは、女も働いて、自分の人生を生きることに理解のある人と一緒に過ごしたいと考えていたのである。

Qさん：・・・彼は、すごい性格もいい子で、優しい子やったけど、生き方と生きてきた環境、ちょっと違いすぎたって、母親とかは言うてましたね。で、私、どうしよう、でもここで妥協というか、(彼には)仕事はちゃんとある、収入もあるし、将来、安泰みたいな、仕事のにもね。そこに専業主婦で収まる、なにに不自由なく、不安もなく、子どもを育てて、それを何回も頭の中に描いてみたんです。それが彼の理想なんで。いや、違うなあって。私、自分で死ぬ時に、人生楽しかったって思われないなあ、って思って。でも、3年目ぐらいから、もう別れは考えてましたね、自分の中で。でも、理由がないんですよ。

Qさんにとって、彼が理想とする専業主婦に収まる生活を続けることは本意ではなかった。しかし、夫と別れることを考えていながら、Qさんには夫を説得できるだけの理由を見つけることができなかった。Qさんは、家族観の違う夫との生活を我慢し続けるという重圧感の中で、自分の納得できる人生を生きたいとの強い思いが、離婚への「引きの要因」となり、たまたま出会った異性との関係が口実ではあっても、離婚への「引き金要因」となって、離婚に向かったと言える。結婚生活は5年であった。ただ、離婚後も、子どもは、事あるごとに父親のところに行っているという。

インタビューをさせていただいた時、Qさんは、1年前に出会った男性との子どもを身ごもっていた。しかし、籍を入れることに躊躇している。それは、娘の気持ちを思っただけのことであった。

世間的にみれば、Qさんの離婚は、非常にわがままに映るかもしれない。しかし、今の時代、「自分らしく生きる」という考え方は重要な価値観である。そうであるなら、結婚する前に、なぜ、「生き方のずれ」に気づかなかったのか、と非難されるかもしれない。その点については、当時、20歳の二人が付き合っていた時に、おそらく、将来のことを十分に話し合う前に妊娠がわかったからであり、妊娠がわかった時に、すぐに婚姻届を出すのが当たり前とっていたからに他ならない。Qさんが離婚したことが非難されるのであれば、極論すれば、Qさんは、妊娠がわかった時に中絶を選択した方がよかったのだろうか。あるいは、婚姻届を出さないまま出産していたなら、離婚することはなかったことになるが、離婚することと同様に、非婚の母になることも、今日の日本社会では、世間からの非難を被ったり、好奇の眼で見られたりするにちがいない。なぜなら、いずれも、標準的な近代家族から外れる選択だからである。

4.7 結婚生活における生きづらさ

17名の子づれシングル女性の語りから、彼女たちが経験した離婚前の「生きづらさ」に相当する事象を掘り起こす作業を試みた。その作業を進めるうえでの手がかりは、子づれシングルの「生きづらさ」の要素として析出された絶望感、疲弊感、重圧感であった。

だれしも、幸せになることを願って結婚したにもかかわらず、夫からの身体的DVや精神的DVによって、絶えず緊張を強いられて安心して生活できないという状況は、重圧感ゆえの生きづらさと理解される。夫の浪費、借金、モラルハラスメントなどに耐えながら結婚生活を維持し続けても、一向に生活が楽にならない状況は疲弊感が募る生きづらさと捉えることができる。夫からのDVに耐えるしかないという状況は重圧感による生きづらさである。また、夫に愛想が尽きて結婚生活を続ける意思が失せていく状況は絶望感による生きづらさと解される。さらに、子づれシングルの生きづらさの分析からは見いだせなかったのであるが、夫からの暴言、暴力、夫の異性関係など、人間として、妻として、女性としての尊厳を傷つけられても耐えるしかない状況は、屈辱感ゆえの生きづらさと捉えることができる。

結婚生活における生きづらさは、離婚への「押しの要因」となる。しかし、実際に、離婚へと舵を切るかどうかは、離婚への「引きの要因」、「引き金要因」、「水路づけ要因」などに左右される。かつて、神原が、夫妻間コンフリクトのパターン分けを試みたように、婚姻関係が続けることの意味や耐性があるかどうか(離婚への「引き金要因」)、離婚によって結婚生活を続けることと引き替えに得られる利点はあるかどうか(離婚への「引きの要因」)、離婚を決断する際の離婚後の見通しはあるかどうか(離婚への「水路づけ要因」)、離婚することの援助者は存在するかどうか(離婚

への「水路づけ要因」)、離婚を申し出た時の危険性の有無はどうか、さらに、子どもの反応はどうか、などの要因が関連することは確かであろう(神原, 2010)。

5. まとめ

インタビューに協力いただいた子づれシングル女性は、現在の職業では、企業経営者、自営業、正規職などが多かったが、非正規職の女性たちで、経済的には貧困状態にあっても、離婚したことの後悔の弁は聴かれなかった。

離婚をしたことによって、彼女たちは、たとえ貧困に甘んじながらも、結婚生活では得られなかった「自由」、「尊厳」、「意思決定」などを得ることができたのではないだろうか。

この点を踏まえて、子づれシングルとなった女性たちの観点から、離婚の意義について整理しておきたい。

第1に、言うまでもなく、離婚は婚姻関係の解消であって、夫と妻とが他人関係になることである。すなわち、夫と妻との扶養-被扶養の関係が解消されると同時に、夫と妻との支配-服従関係も解消されることを意味する。夫のDVによる重圧感から生きづらさを経験していた妻は、離婚によって夫から解放されることになる。

第2に、結婚生活を維持しようと努めながら疲弊感を募らせていた状況から、離婚によって、もはや、結婚生活を維持させる努力をしなくてよくなるわけである。

第3に、離婚によって、結婚生活における絶望感を払拭し、自分のこれからの人生を、自らの意思で選択し直すことができることである。

そして、第4に、離婚によって、夫からの暴言、暴力、あるいは、夫の異性関係によって、人間として、女性として、妻としての尊厳を傷つけられても耐えるしかないという屈辱感による生きづらさを終わらせ、尊厳を取り戻すことができることである。

とはいえ、今日の日本社会では、たとえ、夫との関係がすでに破綻していても、離婚に踏み出せないでいる女性たちが少なくないと推察される。その大きな要因として、日本社会における離婚に対するマイナスのイメージの強さや、離婚したくとも離婚後の生活の目途が立たないという女性たちの経済力の乏しさを指摘することができるだろう。離婚への「水路づけ要因」の乏しさである。さらに、離婚を考える女性たちが気軽に相談できたり、援助を期待できたりする機関が限られていることも影響していると察せられる。ただ、近年、複数の男女共同参画センターで離婚前相談が行われたり、『プレ・シングル手帖』(シングルペアレント101 2018)のような、離婚を考えるプレ子づれシングルに向けたガイドブックが刊行されたりしており、離婚への「水路づけ要因」に関わる社会的資源の整備がようやく動き出したと評価できる。

離婚することを抑圧するような社会的要因についてさらに検討する必要があるが、今後の課題としたい。

注

- (1) 2011年に、奈良市が、ひとり親家庭等自立促進計画策定に向けての基礎資料を得るために実施。9月から10月に実査。児童扶養手当の受給資格対象者などに質問紙を郵送し回収。母子世帯配布数3,900票、回収数1,171票、回収率30.0%。データの使用については、奈良市より許可を得た。
- (2) 分析に用いるデータは、以下の共同研究のなかで、得られたデータであり、使用については、共同研究者の許可を得ている。日本学術振興会科学研究費助成事業(基盤研究(B))2014年度～2016年度「ひとり親家族にみる社会的排除、複合差別、および、社会的支援に関する日韓の比較研究」(課題番号26285126:研究代表者:神原文子)

引用文献

- 神原文子 1987「夫婦システムにおける緊張への妻の対処行動」『愛知県立大学文学部論集』35, 103-164.
- 神原文子 2008「調査研究のための仮説づくり」新睦人・盛山和夫編『社会調査ゼミナール』有斐閣, 29-48.
- 神原文子 2010『子づれシングル—ひとり親家族の自立と社会的支援』明石書店.
- 神原文子 2011『「生きづらさ」を社会学するとは—ひとり親家族を事例として—』日本社会病理学会(編)『現代の社会病理』26, 学文社, 7-26.
- Katz, E. & Lazarsfeld, P.F. 1955 Personal Influence. Free Press. (竹内郁郎訳1965『パーソナル・インフルエンサー—オピニオン・リーダーと人びとの意思決定』培風館)
- 厚生労働省 2016「第15回出生動向基本調査」www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/shussho-index.html 2018年10月27日現在.
- 厚生労働省 2017「平成28年国民生活基礎調査の概況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa16/index.html> 2019年1月1日現在.
- 中野冬美 2009a「プレシングルマザーを可視化する～彼女らのニーズと支援の必要性」大阪市立大学『人権問題研究』9, 5-24.
- 中野冬美 2009b「プレシングルマザーという存在—離婚前母子家庭の現状と課題(特集 女性の貧困)」『部落解放』622, 22-29.
- NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西2018『関西在住の子づれシングル女性たち—「ひとり親家族の保護者と子どもたちの生活実態と課題に関する調査」より—』報告書.
- シングルペアレント101 2018『プレ・シングルマザー手帖』issue+design